（国税管理官）

第四百六十六条の四　総務部を通じて国税管理官六千六百五十二人以内を置く。

２　［略］

（国税実査官）

第四百八十五条　課税部並びに課税第一部及び課税第二部を通じて国税実査官三千七百五十六人以内を置く。

２　［略］

（国税実査官）

第四百九十七条　徴収部を通じて国税実査官六百三十二人以内を置く。

２　［略］

（国税調査官）

第五百十七条　調査査察部（東京国税局にあっては、調査第一部、調査第二部、調査第三部及び調査第四部、大阪国税局にあっては、調査第一部及び調査第二部、名古屋国税局にあっては、調査部とする。）を通じて国税調査官二千九百三十七人以内を置く。

２　［略］

（国税査察官）

第五百十八条　調査査察部（東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、査察部とする。）を通じて国税査察官千八百三十五人以内を置く。

２　［略］

（国税管理官）

第五百三十九条の四　沖縄国税事務所に、国税管理官二百四十一人以内を置く。

２　［略］

（国税実査官）

第五百四十条　課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、間税課及び資料調査課を通じて国税実査官八十一人以内を、徴収課に、国税実査官十九人以内を置く。

［２・３　略］

（国税調査官）

第五百四十一条　間税課に、国税調査官十七人以内を、調査課に、国税調査官三十五人以内を置く。

［２・３　略］

（国税査察官）

第五百四十三条　査察課に、国税査察官百四十一人以内を置く。

２　［略］

（税務署に置く課等）

第五百四十七条　［略］

［２～４　略］

５　税務広報広聴官の定数は、各税務署を通じて百二十人以内とし、特別国税徴収官の定数は、各税務署を通じて四百九人以内とし、特別国税調査官の定数は、各税務署を通じて千五百十人以内とし、統括国税徴収官の定数は、各税務署を通じて千百九十九人以内とし、統括国税調査官の定数は、各税務署を通じて三千五百四十五人以内とし、酒類指導官の定数は、各税務署を通じて百三十一人以内とする。

（国税徴収官）

第五百五十五条　各税務署を通じて国税徴収官六千九百六十人以内を置く。

２　［略］

（国税管理官）

第四百六十六条の四　総務部を通じて国税管理官六千五百七十二人以内を置く。

２　［同上］

（国税実査官）

第四百八十五条　課税部並びに課税第一部及び課税第二部を通じて国税実査官三千七百四十七人以内を置く。

２　［同上］

（国税実査官）

第四百九十七条　徴収部を通じて国税実査官六百二十三人以内を置く。

２　［同上］

（国税調査官）

第五百十七条　調査査察部（東京国税局にあっては、調査第一部、調査第二部、調査第三部及び調査第四部、大阪国税局にあっては、調査第一部及び調査第二部、名古屋国税局にあっては、調査部とする。）を通じて国税調査官二千九百二十八人以内を置く。

２　［同上］

（国税査察官）

第五百十八条　調査査察部（東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、査察部とする。）を通じて国税査察官千八百二十七人以内を置く。

２　［同上］

（国税管理官）

第五百三十九条の四　沖縄国税事務所に、国税管理官二百三十八人以内を置く。

２　［同上］

（国税実査官）

第五百四十条　課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、間税課及び資料調査課を通じて国税実査官七十九人以内を、徴収課に、国税実査官十八人以内を置く。

［２・３　同上］

（国税調査官）

第五百四十一条　間税課に、国税調査官十七人以内を、調査課に、国税調査官三十四人以内を置く。

［２・３　同上］

（国税査察官）

第五百四十三条　査察課に、国税査察官百四十人以内を置く。

２　［同上］

（税務署に置く課等）

第五百四十七条　［同上］

［２～４　同上］

５　税務広報広聴官の定数は、各税務署を通じて百二十人以内とし、特別国税徴収官の定数は、各税務署を通じて四百九人以内とし、特別国税調査官の定数は、各税務署を通じて千五百七人以内とし、統括国税徴収官の定数は、各税務署を通じて千百九十九人以内とし、統括国税調査官の定数は、各税務署を通じて三千五百四十五人以内とし、酒類指導官の定数は、各税務署を通じて百三十一人以内とする。

（国税徴収官）

第五百五十五条　各税務署を通じて国税徴収官六千九百五十六人以内を置く。

２　［同上］